

やまなしグリーン・ゾーン旅割オンライン説明会におけるQ&A

NO	質問	回答
<b>事業内容全般について</b>		
1	感染状況などにより、事業停止した時の取り扱いについて、現在、実施中の、「グリーンゾーン宿泊割引」は、期間中に何らかの事業が停止（中断）しましたが、その時は、停止前にすでに予約が成立しているものは、停止期間中の宿泊でも、割引の適用、地域クーポンの配布・利用は可能だったと記憶しています。つまり、事業の停止・中断とは、「新規予約のみが停止」という運用でした。このルールを、本事業「旅割」にも継承しますか？ それとも、かつてのGoToトラベルのように、事業の停止・中断が発表されると、その時点で既に成立している予約への割引支援も停止されるのですか？ 暫定マニュアル10ページを読みましたが、「新規予約のみが停止」なのか、「予約済みの旅行でも、割引クーポン配布を停止」なのか、分かりません。	事業停止時の対応は、宿泊事業者向け取扱マニュアルP13のとおりです。 停止の場合は、補助金の対象外となりますので、新規予約の受付停止を想定しておりますが、停止期間中の既存予約を補助するかについては現時点では未定です。
2	暫定マニュアル 16ページ 地域クーポンについての説明で、② やまなしグリーン・ゾーン旅割以外の OTA が発行している他クーポンとの併用はできません。という文言が赤文字で書かれていますが、この説明は、お客様が地域クーポンを利用するときの話ですか？ 宿が地域クーポンを配布するときの話ですか？ 「OTA が発行している他クーポン」とは、OTAが発行する宿泊料金割引クーポンの意味ですか？ → 地域クーポンの説明欄なので、違いますよね？ 暫定マニュアル15ページ の ④ の中には、 ※1 旅行会社経由・OTA宿泊割引クーポンを取得して宿泊された本事業の補助金適用者に対しても地域クーポンをお渡しください。 という文言もあり、「クーポン」という言葉が使われています。「クーポン」という言葉が様々な使われ方をしているのでしょうか？ 少々混乱しています。⑦の文言の意味を教えてください。	暫定マニュアルP16 (2) ⑦の「他クーポン」とはOTAが独自で発行する割引クーポンのことを指しています。（関連するマニュアルの文言を修正しました。）OTA独自割引クーポンとの併用は、各OTAのシステムによりOTA独自割引クーポンを先に引いた後の金額を本事業の元値とできる場合のみ併用可能です。 暫定マニュアルP15④は地域クーポンのことを指しています。
3	暫定マニュアル16ページ に記載がある※地域クーポンが不足する場合は、事務局へ所定の「地域クーポン追加申請フォーム」から追加発送申請してください。 フォームからの申請ができない場合は、メールにて施設名・追加希望枚数をご連絡ください。 という文言について、追加申請が可能となるのは、事業開始後ですか？ 事業の予約開始後ですか？ 今からでも可ですか？ フォームは管理ポータル内にありますか？	事業の予約受付開始日から可能となります。フォームは、10月5日からやまなしグリーン・ゾーン旅割HP内の事業者ページに掲載しております。
4	暫定マニュアル19ページ 支援金増額の説明で、増額申請が可能となるのは、事業開始後ですか？ 事業の予約開始後ですか？ 今からでも可ですか？	事業の予約受付開始日から可能となります。
5	OTAへ直接給付された補助金を活用した予約（料金割引）について、＜支払いに関する＞OTAのポイント（楽天ポイントや、じゃらんポイント）との併用の可否や、併用可の場合の割引額の計算順序は、OTA毎の判断ですか？ 宿としては、OTAの運用に任せていただくが、OTA毎に運用ルールが異なると、混乱します。（GoToトラベルの時は、OTAによって、ポイントの考え方・解釈に違いがあった記憶しています。＜ポイント利用とは、割引販売か？、ポイントを現金に見立てた支払いか？＞ 暫定マニュアルのページに、補助金適用後の旅行者が支払う料金について、旅行者個人が保有するポイントやマイル等を支払いに充当可能な場合、充当可とする。 という文言があり、ルールとして示されているように見えますが、この欄は市町村が実施する割引事業との併用についての説明欄なので、市町村の割引と併用しないOTA経由の予約にも、このルールを当てはめるのか、それでもOTA毎の判断でルールが決まるのか、疑問なものです。 さらには、OTAの独自クーポンとの併用可否や、福利厚生補助金（例：WELBOX）との併用の可否も、OTA毎の判断でしょうか？	まず用語の整理をさせていただきます。 ・OTA独自の割引ポイント（OTA原資による割引。会員になったら1000ポイント贈呈など） ・旅行者保有のOTAポイント（旅行者が宿泊や買い物をしたことによる貯まるポイント） OTA独自の割引ポイントとの併用は、OTAのシステム上、先にOTA独自の割引ポイントを差し引いた額を、やまなしグリーン・ゾーン旅割の元値とすることが可能であれば併用可能です。それができない場合は、併用不可です。システムや運用ルールはOTA毎に異なるため、各OTAにご確認ください。 旅行者保有のOTAポイントは、やまなしグリーン・ゾーン旅割において、補助金適用後の宿泊代金に充当可能です。
6	再送してもらったメールが無事届いた報告とマニュアルを見ての質問。 県民側の証長で直接予約の場合、お客様にその場で記入してもらった方がいいのか、GOTOのように第三者機関での認証が必要か	第三者機関での認証は不要です。
7	先ほどメールをしたら返信できませんでしたので、電話しましたが、クーポンを最初に200枚しかいただけて、すぐ終わってしまうので、何とかもう少しだけいただけないでしょうか	申し訳ありませんが、事業の予約受付開始日から、HP内の専用フォームにより追加申請をお願いいたします。
8	説明会で公約出張には使用できないとの説明があったが、具体的に公約出張とはどんな場合ですか？	国、各地方公共団体が宿泊費等の直接経費の全部または一部を負担して実施する公務のことです。令和2年7月17日観産第430号付国土交通省観光庁長官「公費出張における「GoToトラベル」事業の利用の自粛について」の考え方を踏襲しております。
9	薬局で購入した抗ウイルス検査でも大丈夫か	これまでと同様のワクチン接種歴等の確認となるため、薬局で購入したキットによる抗ウイルス検査は認められません。
10	P27に、「学校等の活動に係る」とあるが、大学の部活動やサークル合宿も含まれるのか	学校等（幼稚園、幼児連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校）の活動については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行うためワクチン接種歴等の確認は不要です。ただし、学校行事であることを証明する書類を持参する必要があります。 大学等における教育研究活動一般についてはワクチン接種歴等の確認は不要ですが（上記同様）に大学行事であることを証明する書類が必要ですが、大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動（身体接触を伴った活動）においては、ワクチン接種歴等の確認を行う必要があります。
11	全プランが対象、専用プランの作成は必要ないとのことでしたが、こちらで利用いただけるプランはただけないプランの指定はできますか？	旅割事業対象外の宿泊プランの設定は問題ありません。その際は旅行者が誤認することのないよう、補助対象外の旨を分かりやすく明記していただきますようお願いいたします。
12	子供のワクチン接種回数、証明提示は？	これまで同様、12歳未満の者については、同居する親等の監護者が同伴する場合には確認不要です。
13	現在の、山梨全体の補助金の予算残高の確認はどのようにしたら良いですか？	予算残高は開示しておりません。
14	OTA経由予約であっても、OTAクーポンを取れなかったお客様や、OTAクーポン配布開始タイムが過ぎて予約時に間に合わなかったお客様に対しては、予約成立時にGZ宿泊割引適用希望書）を申し出てOTA経由予約したお客様にも、宿の予算分、割引適用が可能でした。新規GZ旅割でも同じ考え方ですか？	御質問いただいたケースは、宿泊施設の自己負担でOTA掲載した宿泊プランに予約されたケースと推察されます。そのようなOTA経由予約のお客様に対して、宿泊施設に割り当てた補助金を活用し、割引適用するという考え方は旅割事業でも同様です。宿直接予約として取り扱いますので、OTAから当事務局に対し補助金の二重請求がされることのないよう留意ください。
15	既に予約いただいているものに、新規GZ旅割を適用する場合は、OTA経由予約の場合は、OTAの準備が整った後に、新規GZ旅割適用として予約の取り直しが必要ですか？	やまなしグリーン・ゾーン旅割適用のためには、10月10日以前の予約は、10月11日以降、旅行者からの予約先（宿泊施設・旅行事業者等）への申し出により、予約の変更・修正が必要です。（予約先から旅行者への連絡も可能） OTA予約の場合は、10月11日以降、OTAから予約者（旅行者）へ本事業の利用意向を確認するケースもごさいませ。OTAによって取扱が異なる場合がございますので、御提携先のOTAにお問い合わせください。
16	OTA事業に参加しないサイトからの利用者の補助金は？	宿泊施設に割り当てた補助金を活用していただけます。
17	クレジットカードの事前決済の場合、補助金適用前料金にて決済し、チェックインまたはチェックアウト時に補助金分をキャッシュバックするようマニュアルに記載されているが、他県同様、補助金適用後の金額で事前決済することは可能か？	可能です。ただし、万が一チェックイン時に旅行者が補助金適用の条件（ワクチン接種歴等の確認要件など）を満たさなかった場合、宿泊施設の責務によって補助金額を収めてください。（マニュアルP12をご参照ください。）
18	宿泊割引と、旅割の支援金は別なのか。	いずれも観光庁の補助金を財源として実施しておりますが、補助事業の内容が別事業となるため別になります。
19	旅割対象の予約はいつからとっていいですか？	新規予約は、10月11日以降受付開始となります。
20	補助金についてOTAと宿泊施設の両方から請求はしないかとマニュアルに書いてあるが、宿泊割の際間違いないよう問い合わせ先に分らないことは何度も聞き、言われた通りやっていたことがあったので、今回の旅割はOTA側のやり方を徹底してほしいと要望。	OTAからの予約の場合は当該OTAに補助し、宿泊施設への直接予約の場合は宿泊施設に補助するものです。予約によって、本人確認や補助金交付の方法等が異なりますので、二重請求とならないよう、予約種別に応じた補助金請求をお願いいたします。
21	コンビニオンパックは、補助対象外となるのか。	接待に伴うコンビニオンサービスを含む商品は対象外です。
22	割当予算額が少なく増額申請が間合わない予想。お客様に10/11からの予約取直しにて一定の了承を得ていただきましたが、（予約は先着順で予算額が満額になると対応外となる）しかし、施設から意向確認可能とすると、先着順で不公平感がでたお客様さまからのクレームに繋がる。	増額申請は、10/5から随時受け付けております。ただし、予算額に限りがあるため、全ての増額申請を申請どおりに配分することはできないとご想定されます。交付決定額を超える予約の受付は絶対に行わないよう、十分にご留意ください。
23	既存予約に対しての、施設側からの連絡、...というは除外してください。千数百件もある予約に対し、連絡の来ないないお客様に施設からの連絡は出来ません。再度検討をお願いします。	GZ旅割HPのTOPページでも御案内のとおり、既存予約については旅行者から予約先への申し出により、補助対象外としており、宿泊施設から旅行者への連絡を義務付けているわけではございません。
24	当館では、実績フォームによる実績報告・補助金請求を行う予定です。公開された事業者用HPから、補助金証明書、補助金交付請求書、ダウンロードができます。地域クーポンも、アプリを使えない可能性もあるため、お客様に記入いただく、地域クーポン受領書も、ダウンロードできるようにしてください。これは、事業開始初日から必要のもので、お早めに入手可能にしてください。	申し訳ございません。10月6日以降ダウンロードいただけます。
25	旅行者が「やまなしグリーン・ゾーン旅割」を利用するか否かの意向を確認する。旅行者の皆様には、旅行者から予約先の宿泊施設等に対し、10月11日以降に、予約の変更・修正等の申し出をお願いしているところですが、予約先の宿泊施設等から旅行者に対し利用の意向を確認することも可能。とあります。これは、必ずしもお客様が10月11日以降に取り直す必要がなく、宿泊施設側で判断して既存の予約も対象にしてもよいという意味合いが含まれておりますでしょうか。	宿泊施設ごとシステムが異なるため、取り直しの可否については施設側においてご判断ください。お客様が補助金適用の条件を満たしている場合、施設側のシステム上、取り直しをしなくても補助金適用可能な場合は、取り直しの必要はございません。ただし、事前または当日チェックイン時に、旅割の利用について旅行者の意向は必ず確認することとさせていただきます。
26	幼児については旅行者・宿泊施設の判断で頭数に含めず補助金算出出来るとありますが、予約ごとに変えてもいいのですか？ また、頭数に含めた幼児には地域クーポン配布するのですか？	宿泊施設直接予約においては、ご予約ごとに変更していただく事も可能です。ご認識の通り幼児を頭数に入れて算出し補助金対象の場合は地域クーポンお渡しの対象となります。OTAの宿泊クーポンを取得する予約方法の場合、OTA各社によってシステムが異なる幼児や子どもの取扱いが異なるため、各OTAにご確認ください。

やまなしグリーン・ゾーン旅割オンライン説明会におけるQ&A

NO	質問	回答
<b>補助金算出について</b>		
27	割引料金の計算の方は自分で全て計算しなければいけないですか？間違えることもあるし、手間がかかる	新しく導入するチェックイン入力フォームは自動計算機能を設けています。
28	説明会を聞いたが、料金の計算が平日と休日とでどう違うかわからない。マニュアルP4の(1)の5補助金交付金額のところが理解できない。例えば10月の祝日に2泊するお客様はどう計算する？	補助金の計算自体は休日も平日も同じですが、補助金上限額が異なります。平日と休日が混在する事例は、マニュアルP15をご参照ください。
29	クーポンの1枚貸は人数で総額を割った金額で利用の可否を判断する形でよろしいでしょうか	ご認識の通りです。1枚当たりの料金を宿泊人数で割って宿泊下限額を下回っていないかどうか確認してください。割り切れない場合小数点以下は1円未満で切り捨ててください。マニュアルP15をご参照ください。
30	旅行代金総額の40%に適用というのですが、宿泊と同時に利用された体育館や、その他体験の料金にも割引が適用されるのでしょうか	宿泊料金に含まれていない体育館利用料や体験料には補助金は適用されません。旅行代金や宿泊料金に予め体育館利用が含まれている場合は、補助金適用となります。
31	補助金算出の宿泊金額と人数を入力したら自動計算で表示できるページを作してほしい。出来ればクーポン枚数も表示されると、間違いが減ると思います。	チェックイン入力フォームは自動計算機能を設けています。一方、地域クーポン配布枚数は、同じグループ内でも宿泊下限料金を下回っている旅行者には配布しないため、宿泊施設にて配布枚数を計算していただく必要があります。
32	40%あるいは5000円の金額の低い方を適用...お客様が理解しやすい案内が欲しいです	観光庁が示す全国一律の補助金算出方法となりますのでご理解の程お願いいたします。なお、少しでも事業者の皆様が理解しやすいよう、チェックイン入力フォームは自動計算機能を設けていますので、ご利用ください。
33	以前の県民割では5000円以上が対象でしたが旅割では4900円のプランでも対象になるのでしょうか？例えば(4900円×4人)×40%の様な算出方法で割引利用できるのでしょうか	平日の場合、下限料金が5,000円/人泊のため、5,000円未満/人泊のプランは補助対象外です。休日は2,000円未満/人泊のプランが補助対象外となります。
34	宿泊総額は消費税・入湯税込か	消費税・入湯税込で問題ありません。
35	ネット予約分のお客様が、補助金対象のお客様かどうか確認できない。補助金追加申請の際、こちら(宿泊施設)でいくらの方が残っているか、はつきり分からないでしょうか	ネット予約分のお客様はOTAの宿泊クーポンご利用のお客様でしょうか？OTA宿泊クーポン利用分は、OTAに割り当ての補助金を活用しますので、宿泊施設に割り当ての補助金は活用しません。宿泊施設に割り当ての補助金を活用してOTAで販売する場合のみ、自施設の補助金を活用しているとして残額を計算してください。
36	宿泊代金下限額があるが、これは子供を含めてこれ以上の金額だと40%割引(上限5,000円)でいいか？クーポンも割引を受けた人数が配布するということでしょうか	人数、泊数に応じて宿泊料金総額が、最低宿泊料金の総額を超えているかどうか必ず確認ください。例えば、平日に無料乳幼児を含む3名の宿泊旅行の場合、最低宿泊料金は15,000円(5,000円×3名)となります。宿泊料金が15,000円以上の場合は、無料幼児がいてもクーポン及び割引とも補助対象となりますが、宿泊料金が15,000円未満となる場合は、クーポン及び割引ともに補助対象外となります。マニュアルP16をご参照ください。
37	2泊する予約で、1泊目と2泊目の料金が異なる場合、1泊目+2泊目の総額で算出するのか、あるいは分けて宿泊日ごとに算出するのか	1泊目+2泊目の総額で算出をお願いします。ただし、その総額が、最低宿泊料金の総額を超えているかどうか必ず確認いただき、最低宿泊代金の総額を下回る場合は、1泊目及び2泊目ともに補助対象外となります。
38	チェックイン入力フォームはいつ分かるのか	10月5日から、やまなしグリーン・ゾーン旅割HP内の事業者ページにて掲載しております。
39	ワクチン接種証明書を忘れるなどで補助の対象外となるお客様が出た場合、最低宿泊料金や宿泊料金総額の計算は総員から対象外の方の人数を引いた人数で算出するという事ではよろしいのでしょうか？	ご認識のとおりです。補助対象外の方は頭数に含めず補助金を算出してください。
40	お客様の人数をカウントするのかわからないのか、どちらかに統一をお願いします。お客様、旅館の判断で、となりますとトラブルの原因となります。	旅行者の実質負担額が0円を下回る場合(いわゆる旅行者に利益が生じる場合)にならなければ、宿泊施設直接予約においては宿泊者、宿泊事業者の判断が可能です。(OTAの宿泊クーポンを取得する予約方法の場合はOTAに確認が必要)山梨県で統一に判断してしまふと、宿泊料金によっては本来得られる割引やクーポンを得られないケースが発生するところから、宿泊プランに応じて、旅行者の実質負担額が0円を下回らない範囲で、宿泊者と宿泊事業者により判断いただくこととなります。
41	当初の宿泊予約から減泊になった場合のマニュアルの配信はございますでしょうか？	旅行者に対し、当該減泊に伴う補助金相当額の返金を求めることとしてください。また、減泊分の地域クーポンの返納が必要となります。
42	複数の宿泊施設を運営している場合、例えばAホテルに割り当てられた補助金を、Bホテルで利用することは可能か？	可能ですが、必ず事前に事務局までご連絡をお願いします。ご連絡いただいた後、事務局より複数施設一括管理申請書をお送りしますので、ご記入いただき、事務局まで返信をお願いします。その後、一括管理が可能となります。ただし、地域クーポンの一括管理はできません。
<b>地域クーポン配布管理アプリ・補助金申請アプリについて</b>		
43	地域クーポンの有効期限を誤記入した場合の訂正は具体的にどうすればいいですか？	①旅行者にお渡しする前に誤記入してしまった場合は、宿泊施設様の責務で、チェックイン時に取消線のうえ、正しい有効期限を記入し、押印(原則社印、ない場合は責任社印)して、旅行者にクーポン券を付与してください。 ②チェックアウト後に、誤記入が判明した場合は、宿泊施設様の責務で、旅行者に再来場を促す又は持ち合わせ等で取消線・訂正・押印を行うほか、旅行者に誤記入クーポン券の相当金額を返金するなどの対応を講じてください。
44	1事業所に1アドレスの付与となっておりますが複数の端末からログインが可能でしょうか？	可能です。
45	補助金申請アプリが利用できないために、現行のやまなしグリーン・ゾーン宿泊割引のクーポン送付による申請と同じように申請する換金セットを利用させて頂きたいです。	アプリを利用できない方の手順につきましては、加盟店マニュアル15ページ記載の方法で可能です。換金セットの発送が必要な旨を事務局にご連絡ください。
46	QRコードの読み取りにはスマートフォンやタブレットが必要となりますと以前教えていただきましたが、弊社ではパソコンにQRコードを読み取る機械が設置されております。そちらを使用してQRコードを読み取ることは可能でしょうか？	システムの仕様上、スマートフォンまたはタブレット端末での利用に限られておりますので、PCには対応しておりません。御理解のほどをお願いします。
47	アプリの不具合の連絡先は？	当事務局までお願いします。(TEL:055-225-5355)
48	配布管理アプリをPCで対応できないか	システムの仕様上、スマートフォンまたはタブレット端末での利用に限られておりますので、PCには対応しておりません。御理解のほどをお願いします。
49	クーポン配布に関して、アプリで始めてみたものの、大変な中でやめたい、あるいは逆に、途中からアプリ、というように変更可能か	可能限り全てアプリで読み取っていただくようお願いいたします。読み取っていただけなかったクーポンは、宿泊割引同様、地域クーポン受領書を都度メール又はFAXにてお送りください。
50	申請アプリ対応機種一覧はどことでも一度確認できますか？クーポン配布アプリのカメラが起動できません	9/8にお送りしたアプリ用のマニュアル4ページに記載がございます。アプリの不具合については、当事務局までお願いします。(TEL:055-225-5355)
51	アプリでの申請をした場合、クーポンの有効期限終了後の何日後まで読み取りが可能なのでしょうか？ 例えばクーポンの有効期限が10月27日～10月31日の場合読み取りは可能日はいつまでなのでしょう？ その読み取り可能日を過ぎてしまうと読み取りが出来ず、換金が出来ないという事なのでしょうか？	有効期限の初日から起算して原則8日以内といたします。従って、10月27日～10月31日までの有効期限(=旅行期間)の場合、読み取り期限は11月3日の23:59までです。本事業では最大7泊8日の旅行が補助対象となります。有効期限の初日から9日以上経過して読み取った場合、有効期限を過ぎた無効な実績報告として認識されますので御注意ください。
52	泊数、人数等を入力してもクーポンの枚数が自動表示されず、何か原因があるのでしょうか？	泊数、人数だけでなく、宿泊人数やチェックイン・チェックアウト日など、他の必須入力項目に入力漏れはございませんでしょうか。再度入力内容のご確認をお願いします。
53	補助金増額申請・地域クーポン追加申請のフォームですが、IDとパスワードを入力しても入れません。入れない場合はどうすればよいでしょうか。	専用HP内に掲載していますのでご確認ください。 <a href="https://yamanashi-tabiwari.com/pdf/user_pw.pdf">https://yamanashi-tabiwari.com/pdf/user_pw.pdf</a>
54	管理アプリを使用すれば宿泊者からの受領書は一切不要という理解でよろしかったでしょうか？	御認識のとおり、管理アプリにより入力及び読み込み作業を完了した場合は、ご宿泊者様からの受領書は不要です。
<b>補助金実績報告(チェックイン入力フォーム等)について</b>		
55	チェックイン入力フォームを活用する場合、一件のチェックインに時間がかかりすぎて現場が回りません。	補助金実績報告の方法は、マニュアルP22のとおり、3つの方法があり、チェックイン入力フォームはそのうちの1つです。補助金算出やクーポンの配布枚数を自動計算でき、その場で実績報告ができることから、利便性や事務効率性という点でのメリットはございますが、御懸念のとおり、慣れていたくまでに時間を要するなどのデメリットも考えられます。したがって、各事業者様の規模、人員体制、環境など現場の状況に応じた報告方法を選択くださいますようお願いいたします。
56	チェックイン入力フォームに、IDを入力すれば施設名とメールアドレスが自動入力されるようになりますか？その方が入力ミスが防げるようになるかと思えます。	御質問の方法について、これまでも検討して参りましたが、各宿泊施設様の施設IDが連番であることから、任意のIDを入力すれば、他施設の実績報告ができてしまうというセキュリティの理由により導入ができません。お手数をおかけしますが、都度ID、施設名、メールアドレスを入力いただきますようお願いいたします。
57	お客様入力欄をご入力いただいた後一時保存して後で施設入力欄を入力できるようにしたいです。この一連の作業をチェックイン毎にしている現場が回りません。	御質問の方法について、これまでも検討して参りましたが、システムの仕様上理由から一時保存ができません。一方、WEB上の新規タブで複数のチェックイン入力フォームを開くことは可能です。ただし、インターネットブラウザが何らかの原因でシャットダウンしてしまうと、保留していた全てのタブが消失してしまうおそれがあることから、可能な限りチェックイン時での入力完了をお願いします。困難な場合は、マニュアルP22で示す3つの方法から、事業者様の現場の状況に応じた報告方法を選択くださいますようお願いいたします。
58	マニュアルP22に示されている3つの報告方法から、複数方法を選択することは可能か。	原則、報告締め日単位で、1つの報告方法をお願いします。やむを得ない理由により他の報告方法を利用される場合は、同一の宿泊商品を重複報告することのないよう十分にご留意ください。

やまなしグリーン・ゾーン旅割オンライン説明会におけるQ&A

NO	質問	回答
59	お客様情報（宿泊者入力欄）をホテル側で入力することは不正となりますか？	あくまでも宿泊者・旅行者の代表者が入力及び事業への同意を求めることを想定しているため、宿泊施設側で入力することは想定しておりません。ただし、宿泊施設側で、チェックイン時に当該宿泊者・旅行者からの同意が得られた場合には、宿泊施設側での入力も可能とします。
60	複数の端末にて、チェックインできますか。	インターネットブラウザで開くため、可能です。
61	パソコン端末を使用し、チェックイン入力フォームを入力することは可能か。	インターネットブラウザで開くため、可能です。
62	用紙での申請書のお客様記入はどまででしょうか。補助金額算出までか、お客様情報のみなのか、平日休日までの記入なのかご教授いただけますか。	補助金適用証明書欄には、【宿泊者記入欄】がございますので、宿泊者には当該項目の記入を御案内ください。残りの項目は、宿泊施設にて記入をお願いします。
63	実績報告について、入力フォームを使用すれば、「補助金適用証明書」は不要という理解でよろしかったでしょうか？	ご認識の通り、チェックイン入力フォームにより入力作業を完了する場合は、補助金適用証明書は不要です。
64	実績フォームでの実績報告・補助金請求を行う場合、月1回でも可ということですので、正規マニュアル24ページの上部のスケジュール表を、月1回の報告頻度の施設向けにも作ってください。 例えば、10月11日～11月30日の分をまとめて、12月5日までに報告・請求してもOKなんでしょうか？それとも、少なくとも月初めに前月分の報告・請求を行わないと、ダメなんでしょうか？	各宿泊施設様の予算執行状況を適切に把握し、各宿泊施設様に滞りなく予算配分するためにも、月1回の報告をお願いします。締切は以下の通り、各月後半の締切日となります。 10月11日～10月31日⇒11月5日までに報告 11月1日～11月30日⇒12月5日までに報告
<b>地域クーポンの取扱いについて</b>		
65	クーポンの偽造、有効性に関して、有効期限をお客様側で悪意を持って書き換えした場合、そのクーポンの払い戻しはされるのでしょうか。仮に11/1迄のクーポンを11/11に加筆された場合、施設側（地域クーポン取扱加盟店）では不正を見逃す可能性があります。	やまなしグリーン・ゾーン旅割では最大7泊までが補助対象のため、有効期限は最大8日間となります。明らかに有効期限が9日間以上の場合、不正の可能性があるため受取りせず地域クーポン加盟店は事務局にご連絡ください。 仮に、地域クーポン加盟店にて、旅行者の悪意によって有効期限が書き換えられたクーポンが使用されてしまった場合、事務局から当該旅行者に相当額を求償しますが、当該旅行者を特定するうえで、宿泊施設での旅行者情報把握（クーポン配布アプリによる券番号入力や部屋番号入力、旅館業法に定める台帳登載等）と事務局への情報提供が必要となります。
66	有効期限の記入は、チェックアウト日だけで、いいのでは？枚数が多いと時間がかかると感じますか？	旅行期間を明確化するため、必ずチェックイン日の記入をお願いします。
67	例えば2泊分でお選んだ地域クーポンをお客様が全て使用し、使用した店舗で補助金申請が済んでしまった後に、急遽減泊となった場合はどのようにクーポンの取消の処理をすればよいのでしょうか？	宿泊施設の責務で減泊分の地域クーポン券相当額をお客様より収受してください。また必ず事務局にその旨のご連絡をお願いします。事務局から当該金額を宿泊施設に請求（または相殺）いたします。
68	地域クーポンの有効期限の記入に関しては手書きではなくプリンターでの印字でも構いませんか？	プリンターの印字でも問題ございません。
69	クーポン発券後に配布取り消しを行い有効期限を既に記入してしまった場合は訂正印等で再利用できるのでしょうか？	地域クーポンに有効期限を誤記入した場合、訂正+施設の公印にて再利用可能です。
70	旅行会社からの山梨県を3日間3施設に渡って行われるツアー旅行等に関しても地域クーポンの有効期限は各宿単位でチェックイン日～チェックアウト日でしょうか	ご認識の通りです。各宿泊施設様単位でお願いいたします。
71	OTAと旅行会社からの予約の場合のクーポン配布方法が知りたいです	宿泊施設の皆様から、旅行者に必要な枚数をお渡しいたします。
72	換金セットは前もって多めに貰う事は可能ですか	可能です。事務局まで御連絡ください。
73	クーポン券はどこまで利用可能ですか	クーポンの利用地域は、山梨県内に限定されています。期間についてのご質問であれば、チェックイン日からチェックアウト日の23:59までとなります。
74	弊社ではA施設とB施設の2つの施設がありますが、クーポンを共有することは可能でしょうか。A施設でクーポンが足りなくなってしまう場合、B施設のクーポンを一時的に借りて配布することはできますか？	申し訳ありませんが、券番管理の関係上、共有は不可となります。クーポンが足りなくなる前に、地域クーポン追加申請フォームを通じて必要枚数を事務局にお申し出ください。
75	クーポンの有効期限について、記入ではなく日付印（GOTOトラベルで使用したもの）を使用しても構いませんか？	日付印の使用は可能ですが、押印の際、クーポンに印字されている「月」「日」の文字と重ならない様にお気を付け下さい。
<b>その他</b>		
76	現行のクーポン受領書をFAXで送る時に、土、日、祝祭日は毎回送ることが出来ません。休日でも受付をして頂けるようお願い致します。	申し訳ありませんが、土曜・日曜・祝日はお休みとさせて頂いております。 やまなしグリーン・ゾーン旅割では地域クーポン配布管理アプリの導入によりクーポン受領書送付は不要となります。アプリでは、土日祝祭日も受け付けておりますので御活用ください。
77	当宿泊施設では、募集販売型の旅行商品を企画予定のため、山梨県の県外向け対応の詳細をききたい	山梨県外の旅行会社様への旅行商品造成に関する質問につきましては、「全国旅行支援統一窓口」にお聞きいただけますようお願いいたします。